

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和48年4月から61年3月まで

昭和44年、勤務していた事業所を退職する際、勧められて国民年金に加入した。その後もずっと送付されてきた納付書により保険料を納めていた。申立期間の年金記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者カード（A市）の記載から、申立人は、昭和44年10月13日に国民年金の被保険者資格を取得し、48年4月1日に同資格を喪失していること、及び44年10月から47年3月までの保険料の現年度納付記録が確認できる上、国民年金への加入当初から申立期間①に至る期間に未納が無いこと、及び申立期間①当時は納付書の送付による納付勧奨が実施されていた時期であることを考慮すると、申立期間①の期間のみ未納で放置されていたとは考え難い。

一方、申立期間②については、前述のとおり、申立人は昭和48年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることから、未加入期間となり、納付書が送付されることは考え難く、保険料を納付書により納付していたとする申立人の主張とは齟齬^{そご}がある。

また、申立期間②の国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶は曖昧^{あいまい}で、申立人が挙げた保険料の金額も実際の金額とは大きく異なっている上、申立期間②の期間は156か月と長期間である。

加えて、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

昭和36年4月から、実家のあるA町で母が私の国民年金の加入手続きをし、保険料納付をしていた。私が42年にB区に引っ越してからも、母がそのままA町役場で私の保険料を納付しており、私が43年にC区で別の年金手帳を発行され納付したため、保険料が二重納付となっていた。47年11月28日にC区役所でD町（現在は、E市）への転居手続きをした際に、2冊の年金手帳を返却して現在の1冊にし、そのとき未納期間は無いと言われた。今更、未納があったと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年にC区に引っ越してから47年にD町に転居するまで、同区で継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳及びB区の「転入者台帳整理カード」から、申立人の住民票は45年1月にB区に異動したと推認できる。

また、46年9月30日に、申立人による納付と母親による納付とが重複していた期間の保険料を45年4月から46年3月までの保険料に充当する処理を行ったのは、B区を管轄するF社会保険事務所（当時）であることから、申立人が、申立期間の保険料をC区で継続して納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、G市（現在は、H市）で発行された昭和54年度国民年金印紙代金納付通知書・領収書の余白に、申立期間の記載があり、この時点で、同期間は特例納付（附則第4条）が可能であるが、申立人には特例納付の説明を受

けた記憶及び一括して納付した記憶は無い上、特例納付期間の現金納入者一覧表にも、申立人が申立期間の保険料を納付した記録は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 54 年 6 月まで
学生だった私の国民年金保険料を、20 歳のときから就職するまで、父が納めてくれていた。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 11 月 30 日に A 町（現在は、B 市）において払い出されており、厚生年金保険の資格を喪失した同年 6 月 7 日に任意加入で国民年金に加入している。

それとは別に昭和 53 年 7 月 21 日に C 市で払い出されたものは、同年 * 月 * 日の 20 歳到達時に強制被保険者で加入しており、学校を卒業した年の 54 年 4 月 20 日に当該手帳記号番号の取消処理がされている。

申立人は、申立期間の国民年金保険料はその父親が納付してくれていたと主張しているが、C 市の台帳の記載内容から、当時、保険料が納付されている状態であれば国民年金手帳記号番号の取消処理をされるとは考え難いことから、申立人には昭和 53 年 7 月にいったん手帳記号番号が払い出されたものの、当該期間は任意加入の期間であり、保険料納付が無かったことから、取消処理をされたと考えるのが自然である。

また、申立人及びその母親は、申立期間の国民年金の加入手続及び納付に全く関与しておらず、その父親も既に死亡していることから、加入手続及び納付の状況が不明である。

さらに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間についての納付状況を証言できる者もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。